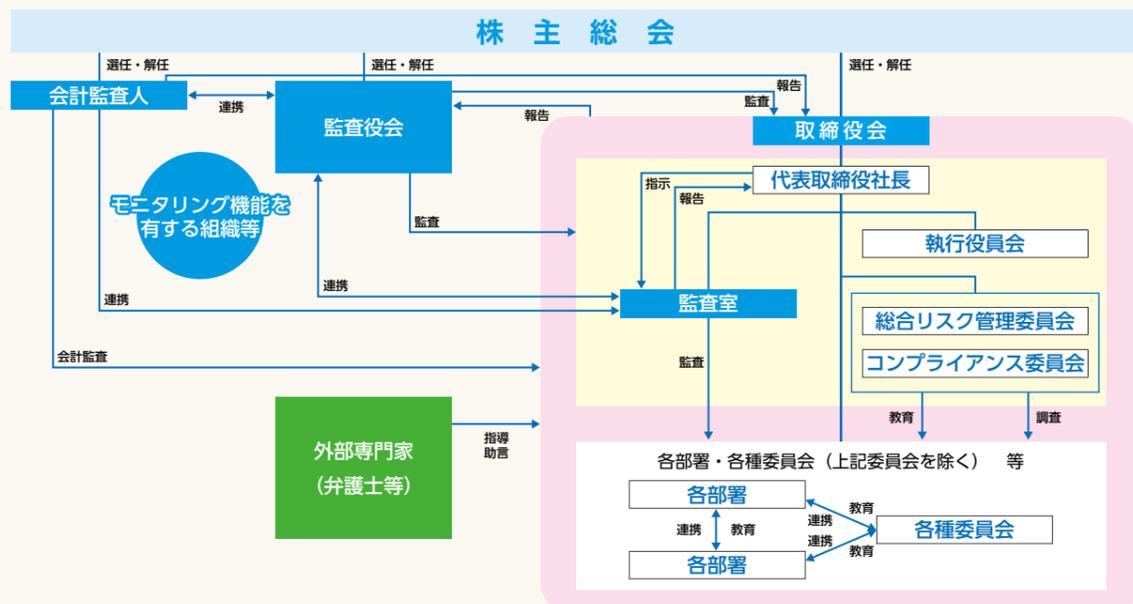


## ガバナンス報告

### 基本的な考え方

高田製薬の持続的な成長と社会的価値の創出の継続は、ステークホルダーの皆さまからの信頼による下支えがあってこそとの認識を強く持っています。健全で公正・透明な事業活動の徹底、並びに迅速・果敢な意思決定による安定かつ活力のある経営の確立に向けて、執行役員制度の導入や社外監査役の設置などコーポレートガバナンスの強化を推進しています。

### コーポレートガバナンス推進体制



#### ●取締役会

取締役6名で構成されており、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しています。経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定や、月次予算統制その他重要事項の報告を受けることにより、業務執行及び各取締役の職務執行状況を監督しています。また、経営会議での審議内容について報告及び承認を行っています。

#### ●監査役会

常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されており、定例監査役会を毎月1回、臨時監査役会を必要に応じて随時開催し、また定例取締役会に出席しています。監査役会では、経営の適法性、妥当性・効率性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換・審議・検証を行い、経営に対する監査監督及び適時助言・提言を行っています。また、常勤監査役は取締役会、経営会議への出席に加え、必要に応じて他の重要会議へも出席することにより、全社の状況を把握しながら経営に対する監視機能を発揮できる体制になっています。

#### ●執行役員会（経営会議）

経営の効率化及び業務執行の迅速性を図るため、4名の取締役を含む7名の執行役員で構成する執行役員会を毎月

2回開催しています。経営に関する重要事項や業務施策の進捗状況等について報告、審議するほか、役員間の意思疎通を図ることを目的としています。取締役会が決定した基本方針の報告を受けて、各執行役員が業務執行に当たっています。

#### ●監査室

代表取締役社長直轄の監査室を設置し、監査室長1名を含む3名で構成しています。年度監査計画に基づき、定期的に各部署の業務執行状況を適法性・妥当性の観点から監査し、結果を社長に報告しています。また、業務品質向上を図るため、必要により監査結果により明らかになった課題解決への提言を行っています。

#### ●会計監査

2023年9月期において、当社の会計監査業務は三優監査法人が担当しています。

#### ●外部専門家

経営全般に関わる事項について、弁護士、弁理士、税理士、社労士などの外部専門家と顧問契約を結び、必要に応じて指導や助言を受けています。

## コンプライアンス

当社はコンプライアンス経営を推進しております。公正・適切な企業活動を行うために必要なコンプライアンスの基本的事項を定め、健全な企業としての当社の発展を図ることを目的に、「コンプライアンス規程」を整備し、2021年11月に以下のコンプライアンス宣言を当社ホームページに掲載しました。また、2023年9月にはコンプライアンス・ハンドブックをリニューアルし、社内配付しております。

### コンプライアンス宣言

私たちは、生命関連企業として社会から信頼され持続的に成長できる企業をめざし、すべての事業活動において企業倫理を確立し、コンプライアンス経営を推進することを宣言します。

これを実践するために、役員をはじめ全社員は、皆様にお届けする医薬品ひとつひとつに心を込め、当社の行動指針および関連規程、法令の遵守はもとより、社会倫理に基づいて自らの行動を厳しく律するとともに、必要な企業情報を適時・適切に開示し、企業の社会的責任を積極的に果たすために何事にも誠実に全力で取り組んでまいります。

### コンプライアンス推進体制

担当役員（コーポレート本部長）を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進に関する重要事項の審議・決定並びに、違反事案の審議と改善措置、再発防止策等の審議・決定を行っています。事務局が中心となって社内の研修や啓発活動、社内通報システムの運用・相談の受付、違反調査と対策の検討などを行い、重要事項について委員長に報告するとともに、各種委員会と連携して、テーマ毎のコンプライアンスを推進しています。

### 内部通報システム

社内通報システムを導入し、社内窓口のほか、社外窓口（弁護士）も設置して、役員及び正社員だけでなく嘱託社員、契約社員、パート社員、派遣社員（退職者を含む）が利用できる体制を整えています。通報者にはプライバシーの保護と通報による不利益を受けないことが保証されます。重大な違反事案については事務局がコンプライアンス委員会に報告し、同委員会が是正措置及び再発防止措置を講じます。2022年度は3件の通報があり、ヒアリングなどの調査と適切な処置を行いました。

### 内部通報窓口のお知らせ（コンプライアンス相談窓口も含む）

■通報すべき内容（このようなことを見聞きした場合は通報してください）  
内部通報規則においては、次の①から③のとおり定められております。

- ①コンプライアンスに違反し、または違反するおそれのある行為
- ②個人の生命、身体、財産その他権利利益を害し、または害するおそれのある行為
- ③当社の業務運営を害し、または害するおそれのある行為

○コンプライアンス・ハンドブック等を確認の上、その内容に抵触するようなことがあれば、通報してください。  
○ハラスメント関連についても内部通報窓口に一括化されておりますので、ご利用ください。  
○内部通報すべき内容であるのか、ないのか、判別がつかない。内部通報に関して相談がしたい等、通報に限らず相談も受け付けますので、ご利用ください。

#### ■通報窓口を利用できる従業員

当社の従業員（出向社員および派遣社員も含みます）は誰でも利用できます。

## 腐敗防止

今後の事業展開等におけるリスクも考慮し、腐敗防止に関する取り組みを強化していく方針です。

### これまでの取り組み内容

- 「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」を定め、年度ごとに企業活動と医療機関等への資金提供に関する情報を当社ホームページにて公開しています。

<https://www.takata-seiyaku.co.jp/profile/philosophy/transguide.html>



### 今後の取り組み内容

- 腐敗防止に関する基本方針・ガイドラインの改定
- 高田製薬全体への腐敗防止方針の周知及び啓発
- 社外への腐敗防止方針の周知及び啓発
- 「企業活動と患者団体の関係の透明性に関する指針」の策定